

(平成21年8月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	32 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から52年1月まで
② 昭和59年8月から同年10月まで

昭和44年9月に子供が生まれ背負うことができるようになったころ、母親に勧められてA市役所で国民年金の加入手続を行い、3か月毎に300円か400円程度の保険料を納付した。昭和60年代になって会社に就職したころ、未納期間の保険料を納付したことを記憶している。

申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立期間②前の昭和52年2月から厚生年金に加入する60年6月までにおいて、申立期間②を除き保険料を納付しており、この間の納付意識は高かったと認められ、3か月と短期間である申立期間についても納付したと考えるのが自然である。

2 申立期間①について、申立人は、昭和44年9月ころにA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入時期、加入場所及び保険料の納付方法、納付時期に関する申立人の記憶も曖昧であり、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の手帳記号番号は、昭和52年8月ころに払い出されており、この時点では申立期間の大部分は時効により納付できない期間である上、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

い。

さらに、申立期間は109か月と長期間であり、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年8月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から44年3月までの期間、45年1月から同年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年2月から44年3月まで
② 昭和45年1月から同年3月まで
③ 昭和46年1月から同年3月まで

美容師をしていた当時、同僚から勧められ20歳になったのを契機に、A区B出張所で国民年金加入手続をした。

国民年金保険料は、3か月ごとに同出張所か郵便局で納付しており、昭和46年1月にC区に転居し、同区役所で国民年金の氏名変更手続等を行った際に、今までの期間は全部納付済みですと言われ安心していった。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において申立期間を除き未納期間が無く、国民年金の住所変更手続や氏名変更手続も適切に行っており、納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間①について、手帳にスタンプを押してもらっていたとする申述は当時の状況と符合している上、加入手続時に国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の手帳記号番号は昭和43年8月ころであり、払出しの時点で申立期間①は過年度納付及び現年度納付が可能な期間である。

さらに、申立期間②及び③について、申立人は、その前後の国民年金保

険料は納付済みであり、3か月と短期間である申立期間②及び③の保険料を納付できなかった特段の事情はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 10 月までの期間及び 63 年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から同年 10 月まで
② 昭和 63 年 2 月から同年 3 月まで

昭和 52 年 12 月に会社を退職した後、A 市役所で夫婦一緒に国民年金に加入してから、1 か月の漏れもなく保険料を納付したはずであるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 52 年 12 月に会社を退職した後、A 市役所で夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 53 年 2 月 25 日にその妻と連番で払い出されており、52 年 12 月から申立期間①前の 57 年 3 月までは納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は、申立期間①は納付済みとなっており、申立人の妻が記憶している保険料額、納付場所、納付方法等は当時の状況と符合しており、申立内容に信憑性が認められる。

さらに、申立期間①は 7 か月間と短期間である上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付できない特別の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 63 年 2 月に会社を退職し、A 市役所で国民年金の加入手続をしたとしているところ、申立人は、申立期間②以降の国民年金保険料を納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替えを適切に行っていることから、納付意識は高かったと認

められる。

また、申立期間②は2か月間と短期間であり、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付できない特別の事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

実家のA県B町にいるときは、自分の父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。昭和37年7月に結婚した後は、義父に実家から持ってきた年金手帳を渡し、義父が保険料を納付していたはずである。結婚するまで別々に暮らしていた二人の記録が同じ期間未納となっていることに不自然さを感じるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、結婚前に実家のA県B町にいたときは、その父親が申立人の国民年金の加入手続と国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年2月20日に払い出されている上、申立人の父親及び母親は、36年4月から国民年金に任意加入し、申立人が結婚する前の37年6月までの保険料を納付していることが確認できることから、申立人のみが36年4月から37年6月までが未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、20歳から国民年金に強制加入になることを申立人の母親と一緒に聞いていたこと、赤い色の国民年金手帳を所持していたことを覚えており、記憶は具体的で申立内容に信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立人は、申立期間以外に未納は無く、その夫が厚生年金保険に加入した際は国民年金に任意加入し、その夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際は第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続も適切に行っていることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

- 2 一方、申立人は、結婚した昭和 37 年 7 月ころ、嫁ぎ先で、その義父に国民年金手帳を渡し、義父が申立人と申立人の夫の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立期間は申立人の夫も未納となっている。
また、申立人の義父は既に他界しており、国民年金保険料の納付状況等は不明である上、申立期間のうち、昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月及び同年 12 月

20歳になるとすぐにA町（現在は、B市）で国民年金に加入した。申立期間当時は、定期的に役場の職員が自宅に来て、国民年金保険料を徴収していた。その徴収員から未納がある旨言われたことはなく、当然すべて納めていると思っていた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になるとすぐにA町で国民年金に加入し、定期的に国民年金保険料を納付していたとするところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が20歳になった翌月の昭和37年6月ころ払い出されており、A町の国民年金被保険者名簿から、申立人は、申立期間の前後の期間は定期的に納付していることが確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間中は国民年金保険料をすべて納付していること、住所変更及び厚生年金保険との資格変更手続も滞りなく行っていることから、納付意識は高かったものと認められる上、2か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった事情は認められない。

さらに、社会保険庁の記録では、当初、申立期間は納付済みであり、申立期間と同年度の昭和37年5月及び同年6月分が未納となっていたが、平成20年10月に納付記録の訂正が行われ、申立期間が未納に、昭和37年5月及び同年6月が納付済みになったことから、行政側の記録管理の不備がう

かがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 50 年 12 月まで

昭和 51 年 3 月 25 日、妻と一緒に A 市役所に行った際、国民年金課の窓口の担当者から、私も国民年金に加入するよう勧められ、いま手続きをすれば 20 歳にさかのぼって国民年金保険料を納付できると説明されたので、その場で加入手続きを行うとともに、妻の持ち合わせていた現金を借りて、申立期間の保険料、約 5 万 7,000 円を納付した。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を加入手続きと同時に、20歳にさかのぼって、まとめて納付したとするところ、申立人が過年度納付したとする期間は、制度上過年度納付が可能な期間を超えているものの、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の現年度保険料額を合計した金額におおむね一致している。

また、申立人は、当時、所持していた切符に、同行した申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を一括で納付した旨のメモを残しており、平成3年には申立人が財産整理を行った際に作成したノートにも保険料を納付した旨を記載している。

さらに、申立人は、国民年金加入手続き及び保険料を納付した時の状況を具体的に記憶しており、申立人の兄及び納付に立ち会ったとするその妻も申立人が申立期間の保険料を納付したことを証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月から41年3月まで
② 昭和49年10月から50年3月まで

昭和36年1月の結婚直後だと思うが、夫が私の国民年金の加入手続をしてくれた。申立期間①のころは、夫が集金人を通じて夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間②のころは、私が銀行か集金人を通じて夫婦二人分の保険料を納付していた。保険料はいつも夫婦二人分を一緒に納付してきたので、私だけ申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、集金人を通じて夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとしているところ、納付日の確認できる期間についてはいずれも夫婦が同一日に納付していることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認される上、申立人の夫は、申立期間②は納付済みとなっている。

また、申立期間②は6か月と短期間である。

2 申立期間①について、申立人は、結婚直後に申立人の夫が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付し始めたと主張しているが、申立人の夫は既に他界しており、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、申立期間①の保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A区から転居後の昭和41年4月ころに払い出されており、その時点では、申立期間①の一部は時

効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の夫が申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年12月まで
② 昭和56年4月から57年11月まで

国民年金の加入と保険料の納付は国民の義務だと思い、ずっと保険料を納付してきた。申立期間①については、独身でA区に住んでいた時であり、国民年金に加入した後、自分で保険料を納付した。申立期間②については、結婚後、B区からC市に転居した後で、妻と一緒に納付していた。申立期間①及び②が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A区に居住していた時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したとするところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年1月にD社会保険事務所から払い出されており、このころ加入手続をしたことが確認できる。

また、社会保険庁の特殊台帳によると、申立人は、昭和46年4月から同年12月までが未納で、この期間の前後は納付済みとなっており、9か月と短期間である申立期間①を納付できなかったとする特別の事情はみられない。

2 一方、申立期間②について、申立人は、昭和56年2月にB区からC市に転居し、その妻と一緒に国民年金保険料を納付したとしているが、納付したとする申立人の妻は、保険料額、納付時期等の具体的な記憶が無く、納付状況が不明である。

また、C市の国民年金被保険者名簿の記事欄には、「56.12.13 戸訪

後日納付」と記載されており、未納であったのでC市職員が訪問し、後日納付の約束を行ったことが推認されるが、申立人は、C市職員が訪問した記憶も無い。

さらに、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

A市に住んでいた時20歳になり国民年金に加入した。給料を自分で持っていると使ってしまうため、叔母に頼んで、結婚する昭和54年まで国民年金保険料を納付してもらった。60歳になるまで全期間納付したはずであり、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になって国民年金に加入し、その叔母に依頼して国民年金保険料を納付してもらったとしているところ、社会保険庁の記録では申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年9月ころ払い出されており、20歳になった42年11月から納付していることが確認できること、及び申立人の国民年金保険料を納付したとするその叔母は、B駅東口のC金庫D支店で申立人の保険料を納付していたことを具体的に証言していることから、申立内容には信憑性が認められる。

また、申立人は、申立期間を除き60歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる上、12か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特別な事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、当時、自分は学生であったため姉が納付してくれたはずであり、未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その姉が当時同居していた兄及び姉の保険料とともに納付してくれたはずであると主張しているところ、申立人は昭和38年5月31日付けで4,200円をA市収入役が領収した旨の領収証書を所持しており、当該領収額が当時同居していた家族3人の1年分の国民年金保険料に該当していることから、当該領収証書は、申立人を含む家族3人の過去1年分の保険料をさかのぼって納付した際に発行されたものと考えられ、申立期間である昭和36年度の保険料を納付した領収証書とは断言できないものの、その時点で納付可能な申立期間の保険料を未納のままとするのは不自然である。

また、申立人の昭和38年3月から同年8月までの期間、同年10月から40年4月までの期間及び同年9月から41年3月までの期間について国民年金と厚生年金保険に二重加入していた事実を行政側が長期間把握しておらず、平成12年9月に至り、ようやく判明して還付決議がなされており、行政側の記録管理に誤りが認められる。

さらに、申立人の姉は、申立期間当時、日本料理店を経営しており、国民年金保険料を納付する資力はあったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成5年2月から同年7月までは32万円、同年8月から6年1月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から6年2月21日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち、平成5年2月1日から6年2月21日までの期間に係る標準報酬月額が実際の給与額より低い金額に減額訂正されている。源泉徴収票を提出するので、減額前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録回答票（訂正・取消済資格記録）においては、申立人の申立期間に係るA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年2月から同年7月までは32万円、同年8月から6年1月までは41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった7年2月28日の直前の7年2月21日付けで、申立人を含む4人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額が9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、i) 当該訂正処理日は、申立人が当該事業所を退職し1年経過している日であること、ii) 平成5年10月の有効に処理された標準報酬月額の定時決定が特段の理由無く取り消されていること、iii) 雇用保険の離職時賃金日額の金額から検証したところ、減額訂正する前の標準報酬月額と合致すること、iv) 源泉徴収票において訂正前の保険料が控除されていたことが認められることから判断すると、社会保険事務所において、このよ

うな^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年2月から同年7月までは32万円、同年8月から6年1月までは41万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成6年5月から7年9月までは41万円に、同年10月及び同年11月は38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年2月1日から55年10月1日まで
② 平成6年5月1日から7年12月31日まで

社会保険庁の記録では、株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者期間のうち、平成6年5月から7年11月までの標準報酬月額が8年4月にさかのぼって下げられているのはおかしい。また、昭和52年2月から55年8月までの標準報酬月額がそれ以前の月の20万円から9万8,000円に下げられているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、当初、平成6年5月から7年9月までは41万円、同年10月及び同年11月は38万円と記録されていたが、社会保険庁の記録で確認できる株式会社Aが適用事業所に該当しなくなった同年12月31日以降の8年4月26日付けで、申立人と事業主の標準報酬月額の記録が訂正されており、申立人の6年5月から7年11月までの標準報酬月額が41万円及び38万円から11万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、平成6年10月に株式会社Aの取締役役に就任はしたが、実質的には関連会社の株式会社Bの業務に従事しており、名目上の取締役であったと供述しており、さらに、同社での雇用保険の加入記録が3年7月から8年5月までとなっていることから、申立人は申立期間②において、

株式会社Aにおいて社会保険関係事務に係る権限までは有していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額についての有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成6年5月から7年9月までは41万円、同年10月及び同年11月は38万円とすることが必要と認められる。

一方、申立期間①については、社会保険事務所が保管する株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録上の不備は無く、申立人は申立期間①に係る保険料控除を確認できる給与明細書等を所持していない。

また、同社は既に全喪しており、申立期間①に在籍していたのは申立人と事業主だけであり、事業主から照会に対する回答を得ることができず、申立てに係る事実を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成4年8月から5年3月まで44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から5年4月21日まで

社会保険事務所からの連絡により、有限会社Aに勤務した期間のうち、平成4年8月1日から5年3月までの標準報酬月額が、遡及訂正^{そきゅう}されていて実際の給料と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を遡及訂正^{そきゅう}前の額に訂正して欲しい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年8月から5年3月までは44万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、当該事業所が、代表取締役及びその娘以外の従業員^{そきゅう}の厚生年金保険被保険者資格を喪失させた平成5年4月21日(処理日は、同年4月28日)の後の同月28日付けで、申立人及び同僚等7人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されており、申立人の4年8月から5年3月までの標準報酬月額が44万円から11万円へと訂正されていることが確認できる。

また、上記同僚等7人のうち一人が提出した給与明細書から、この同僚は、減額訂正されている期間において、減額される以前の標準報酬月額により厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人の同僚等の供述から判断すると、申立人は一般従業員の機械工であり、^{そきゅう}遡及訂正処理に関与しておらず、その事実も知らされていなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、^{そきゅう}遡及して記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 44 万円に訂正することが必要であると認められる。

埼玉厚生年金 事案1405

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から51年6月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社の資格喪失日に係る記録を51年7月1日に訂正し、50年7月から51年6月までの標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月21日から51年9月21日まで

昭和45年10月1日から51年9月21日まで継続して、A株式会社に勤務した。50年7月21日から51年9月21日までの厚生年金保険被保険者記録が無いが給与から保険料を控除されていたので被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する昭和51年3月19日支給の賞与明細書にBと押印があり、当該BはA株式会社に49年7月10日から51年4月4日までの期間出向していたことが出向元であるC株式会社の社員カードから確認できることから、少なくとも申立人が賞与支給日（51年3月19日）に勤務していたことが認められる。

また、申立人は正確な退職日を覚えておらず、申立人を記憶している同僚7人も申立人の退職日はわからないとしているが、そのうちの一人は「自分が退職する昭和51年1月21日までは少なくとも在職していた。」と供述していること、及び申立人から提出された給与明細書のうち5月分及び6月分と記された給与明細書については、同明細書における所得税額が同年4月以降に適用される「給与所得の源泉徴収税額票（月額表）」により算出した額と一致することから、当該明細書が同年5月分及び6月分のものであると推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は昭和50年7月から51年6月までA株式会社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間における被保険者資格喪失日については、社会保険事務所の昭和46年8月の月額変更時の標準報酬月額相当の保険料額と46年8月分の給与明細書とみられる厚生年金保険料控除額及び47年8月の月額変更時の標準報酬月額相当の保険料額と47年8月分の給与明細書とみられる厚生年金保険料控除額がともに一致しており、事業所は当月分の厚生年金保険料を申立人の当月分の給与から控除していると認められることから、51年7月1日とすることが妥当である。

さらに、当該期間の標準報酬月額は、申立人のA株式会社における昭和50年6月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日と社会保険庁の被保険者記録における資格喪失日が一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が昭和50年7月21日を資格喪失日として届け出たものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る50年7月から51年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和51年7月1日から同年9月21日までの期間については、事業主及び同僚から申立人のA株式会社における在職について供述を得ることができない上、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料が無い場合、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成13年4月から同年6月までは62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年4月1日から同年7月1日まで
社会保険事務所からの連絡により、A株式会社に勤務した期間のうち、平成13年4月1日から同年7月1日までの標準報酬月額が、A株式会社が証明している未払給与額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成12年10月から13年6月までは62万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成13年7月1日（処理日は、同年7月3日）の後の同年11月26日付けにおいて、標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、標準報酬月額は上記の62万円から、同年4月から同年6月までは30万円へと訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同じ処理日の平成13年11月26日付けで、代表取締役は12年7月から13年9月まで、さらに、取締役3人についても同年4月にさかのぼって標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人が提出した当該事業所に係る未払給与額の証明書によれば、申立期間当時、給与額に変動がなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、遡及して記録

の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 62 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成9年11月から10年9月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年11月1日から10年10月1日まで
社会保険事務所からの連絡により、A株式会社に勤務した期間のうち、平成9年11月から10年9月までの標準報酬月額が、実際の給料と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年11月から10年9月までは41万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A株式会社が適用事業所ではなくなった日（平成10年10月1日）の後の10年10月12日に、申立人を含む複数人が標準報酬月額の記録をさかのぼって減額訂正されており、申立人に係る標準報酬月額は上記の41万円から19万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A株式会社の事業主が提出した賃金台帳によれば、申立期間に給与から控除された厚生年金保険料額は、訂正前の標準報酬月額41万円に基づく金額とおおむね一致している。

また、事業主から、申立人の担当していた業務内容の詳細な供述が得られており、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡及^{そきゆう}して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことか

ら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年7月から5年4月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から5年5月16日まで

私は、申立期間当時「A株式会社」の役員だったが、同社では2級建築士として建築設計、施工監理を担当し、外の現場での仕事がほとんどで同社の経営の細部には関与しておらず、平成5年5月ごろに突然不渡りを出して倒産した際も当日まで他の社員とともに知らされず、直後に雲隠れした社長に代わって社員とともに債権者への説明に追われる始末になった。

私の標準報酬月額が平成3年7月1日から5年5月16日までの申立期間にそれまで53万円だったものが、過去にさかのぼって5年7月20日に22万円に引き下げられており驚いている。

当時、給料が減額されたことはなく、ローンもあったので給料が減額されれば気が付いたはずで納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が取締役であったA株式会社は平成5年5月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は同年7月20日に3年7月から5年5月までを53万円から22万円に遡及^{てきゅう}して訂正されていることが確認できる。

また、申立人はA株式会社の取締役であったが、元代表取締役や複数の同僚は、申立人が建築設計・施工監理など外部の現場での仕事を中心に会社経営の細部には直接関与していなかったと述べており、標準報酬月額の訂正について知り得る立場になかったことが推認できる。

さらに、申立人や経理及び社会保険を担当していた同僚は、破産管財人など外部の第三者が標準報酬月額を引き下げに関与した事実はなかったとしている。

なお、申立人が保持している申立期間当時の銀行の預金出納記録にある給与の手取り額から、当時の標準報酬月額に相当する給与が支払われていたことが推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該処理を遡^{さきゆ}及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月25日から同年2月28日まで

申立期間に係る標準報酬月額が厚生年金保険の資格喪失から約1年後の平成6年2月28日に遡^{ぞく}及して大幅に減額訂正されているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者記録照会回答票によれば、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初53万円と記録されているところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年10月31日より後である6年2月2日に、申立人の当該期間における標準報酬月額が8万円に訂正されていることが確認できる。なお、同日に代表取締役の標準報酬月額が4年12月1日から5年10月31日までについて申立人と同様の訂正が行われていることが確認できる。

また、申立人は申立期間当時、当該事業所の代表取締役が法定金利を上回る利息で貸付ける業者から借金があることを知ったため1か月の短期間で退職したと供述しているほか、当該事業所において申立人と同日に厚生年金保険の資格喪失をしている同僚二人について調査したところ、一人から当該事業所はいつも資金繰りに困っていたなどの供述が得られた。

一方、当該事業主に対し複数回当該処理についての照会をするも、何ら回答は得られなかった。

さらに、B法務局の閉鎖登記簿^{てんきよ}謄本から、申立人は取締役^{とくさつやく}に就任した事実はなく、社会保険庁の記録から、遡^{ぞく}及訂正された平成6年2月には、申立人は別の事業所で厚生年金保険被保険者であることが確認できることから、申

立人が自らの標準報酬月額の減額処理に関与したとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、訂正処理を遡^{そく}及^{くわく}して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成9年11月から10年9月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年10月1日まで
社会保険事務所からの連絡により、A株式会社に勤務した期間のうち、平成9年11月から10年9月までの標準報酬月額が、実際の給料と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年11月から10年9月までは41万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成10年10月1日）の後の10年10月12日に、申立人を含む複数人が標準報酬月額の記録をさかのぼって減額訂正されており、標準報酬月額は上記の41万円から、9年11月から10年9月までは20万円へと遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

一方、A株式会社の事業主が提出した賃金台帳によれば、記載された申立期間の給与の額41万円と訂正前の標準報酬月額41万円が一致している。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成8年9月から9年9月までの期間を44万円、同年10月から10年9月までの期間を47万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち平成10年10月から13年5月までの標準報酬月額の記録については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、10年10月から13年5月までの期間は41万円、同年6月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち平成10年10月から13年6月までの当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から13年7月1日まで

社会保険庁の記録では、A株式会社に勤務した平成8年9月1日から13年6月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年9月から9年9月までは44万円、同年10月から10年9月までは47万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、当該事業所において、平成10年9月14日付けで申立人を含む8人の標準報酬月額の記録が引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、8年9月から9年9月までの期間が44万円及び9年10月から10年9月までの期間が47万円からそれぞれ20万円へと訂正されていることが確認できる。

また、社会保険事務所保管の滞納処分票から、当該事業所は、平成9年7月から13年2月まで滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡^{そきゆう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間のうち平成8年9月から10年9月までの期間の標準報酬月額については、事業主が当初、社会保険事務所に届け出たとおり、8年9月から9年9月までは44万円、9年10月から10年9月までは47万円に訂正することが必要である。

- 2 また、申立期間のうち平成10年10月から13年6月までの期間については、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる申立人の報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から判断すると、申立期間のうち平成10年10月から13年5月までの期間を41万円に、報酬月額から判断すると、同年6月を38万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成13年2月については、給与明細書は無いものの、雇用保険の加入記録により勤務の継続性が確認できることのほか、平成10年10月から13年6月までの33か月間のうち、当該月を除く給与明細書で控除が確認できるすべての厚生年金保険料は同額であることから、当該月の給与明細書から控除されている厚生年金保険料額は同額であると推認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したが回答が得られないことから不明であるが、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成10年10月から13年6月までの全期間について一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和39年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40年11月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に對し行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年11月から40年6月までの期間は2万8,000円、同年7月から同年10月までの期間は4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月1日から40年11月16日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち、昭和39年11月1日から40年11月16日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。同社B支社に入社してから、C営業所(適用事業所名:A株式会社D支社)に転勤後も継続して勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管していた昭和39年11月9日付けの同社社報に記載された辞令によると、申立人が、同年11月1日付けで、同社B支社からC営業所に異動の発令がされていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA株式会社D支社の被保険者原票により、申立人と同姓同名で、かつ、生年月日も申立人の昭和17年*月*日に対し、日付が同年同月13日と異なっており、被保険者期間も申立期間と同じ39年11月1日から40年11月16日までの期間である基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が申立期間において同社D支社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であ

ったことが認められる上、事業所及び当時の同僚は、申立人と同姓同名の者は当該事業所に勤務していなかったと供述している。

さらに、同社B支社を昭和39年11月1日に資格喪失した時の標準報酬月額が2万8,000円であり、未統合の厚生年金保険被保険者記録の同年11月1日の資格取得時における標準報酬月額も同額の2万8,000円となっている。

加えて、未統合の厚生年金保険被保険者記録は、昭和40年7月1日に4万2,000円に随時改定され、同年11月16日の資格喪失時の標準報酬月額は4万2,000円であり、同年11月16日に同社E事業部の資格取得時における標準報酬月額も同額の4万2,000円となっている。

これらを総合的に判断すると、申立期間の標準報酬月額は、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和39年11月から40年6月までの期間は2万8,000円、同年7月から同年10月までの期間は4万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年6月30日まで
株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額が44万円から15万円に引き下げられた。申立期間の標準報酬月額を44万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、従業員として勤めていた株式会社Aは、平成7年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人の標準報酬月額は同日以降の7年8月9日付けで5年10月から7年5月までが44万円から15万円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、事業主は、平成5年10月ごろ、経営不振で社会保険料の滞納があり、7年ごろに社会保険事務所へ関係書類を持って相談に行っていたとしている。

さらに、申立人は、社会保険関係業務には従事してなく、^{そきゅう}遡及訂正については事業主から聞いてないとしている上、同僚等は、社会保険関係の事務手続は事業主が行っていたと供述している。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から44万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 2 月 1 日から 30 年 2 月 1 日まで
② 昭和 30 年 7 月 18 日から 33 年 8 月 31 日まで
65 歳になる前に社会保険事務所に行き、年金記録を調べてもらったところ、申立期間の株式会社 A 及び B 株式会社については、脱退手当金が支給済みとなっているとのことであるが、脱退した覚えは無いし、脱退手当金を受給した記憶も無い。ましてや、初めて勤務した C 株式会社の厚生年金保険の記録が残っていて、後から勤めた 2 社のみが脱退手当金の対象となっているのは疑問である。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間を挟んだ前後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が脱退手当金を請求する際に、特に初めて勤務した C 株式会社を失念するとは考え難い。

また、旧台帳には、脱退手当金の支給対象となった株式会社 A 及び B 株式会社で付された厚生年金保険台帳記号番号を、C 株式会社で付された厚生年金保険台帳記号番号に統合する重複取消処理が行われている記載があるにもかかわらず、C 株式会社の記録が脱退手当金の支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 18 か月後の昭和 35 年 2 月 10 日に支給決定されており、申立人が脱退手当金を請求したものとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から47年9月まで

私の父は市の民生委員を長く務めており、私達子供にも20歳になったら必ず年金を納めなくてはならないと再三言っていました。自分が学生のとくも社会人になるまで父が代わりに納めてくれていたはずで、子供に嘘をつくはずがないので、加入及び納付の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったところ、その父が国民年金の加入手続をし、保険料を納付したとしているが、その父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間に係る加入手続及び保険料納付に関して、申立人は直接関与しておらず、それら手続等を行っていたとする父も既に他界しており、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の昭和58年8月31日に夫婦連番で払い出され、国民年金の被保険者資格を56年11月4日にさかのぼって取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、当時、申立人と同居していたその弟妹も学生であったと思われる期間は国民年金に未加入である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から48年3月まで

私が20歳になった昭和43年5月に養父が国民年金の加入手続きをしてくれ、養父母夫婦と私の分を含め3人分の国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間について、養父母はすべて納付済みとなっているのに、私の分だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年5月に20歳になったのを契機に、その養父が国民年金加入手続きをし、養父母と自身の分を含め3人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが昭和49年1月9日であり、A市の国民年金被保険者名簿から手帳記号番号払出しと同日に昭和48年度の保険料1年分がまとめて納付されていることが確認できることから、この時期に加入手続きされたと推認できる上、この払出時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、申立人の国民年金加入手続き及び保険料を納付してくれていたとするその養父は既に他界しており、加入手続きや納付方法等が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から平成4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から平成4年3月まで

昭和49年4月30日に会社を退職後、厚生年金保険被保険者証を持ってA市役所に出向き、国民年金の加入手続を行った。加入してからは毎月納付書で銀行、郵便局又は市役所の窓口で夫の保険料と一緒に納付していたので、未納と言われることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成4年4月ころの時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳は昭和49年の加入時に交付されたものであるとしているが、当該手帳の記号番号は平成4年に払い出されたものである上、当該手帳の「初めて被保険者になった日」に「第一号」とのゴム印が押されていることから、当該手帳は昭和61年の法改正以降に作成された手帳であり、申立人の申述とは符合しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年5月から51年1月まで

私は、個人企業を起こすためA株式会社を昭和49年5月24日に退職した後、B区役所C出張所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料を納付するときは、国民年金手帳を持参したり、領収書を手帳に貼ったりはしなかったが、納付する意思があったので加入した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、B区役所C出張所の国民年金担当の窓口で現金により毎月納付した記憶があると主張しているが、B区では、区役所や出張所でも保険料の収納は行うものの、納付書による納付としている上、年度別納付状況リストでは3か月ごとの納付書による納付と記載されているなど、申立人の主張との相違がみられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

さらに、申立人の口頭意見陳述においても、国民年金の加入及び保険料の納付状況等について、当初の申立て以上に具体的な申述が得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月及び同年 2 月
昭和 54 年 1 月に会社を退職し、すぐにA市役所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 1 月に会社を退職し、すぐにA市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、社会保険庁の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、54 年 3 月 31 日に払い出されたことが確認できること、申立人の年金手帳には、「被保険者となった日、54 年 3 月 15 日」と記載されていることから、申立人が国民年金の任意加入手続を行ったのは 54 年 3 月と推認でき、加入時期からすると、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から50年3月まで

A地で高校卒業後福祉施設に勤務していたが、昭和49年3月末に退職し国民年金に加入した。生活が苦しい中ではあったが、国民年金保険料は欠かさず納付しており、51年4月に上京した後も続けて納付した。保険料の未納は全くないと思っていたので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた福祉施設を退職した後、A地で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したとしているが、国民年金に加入した時期、^{あいまい} 手続した場所、保険料の納付時期、保険料額等の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年9月ころ、B社会保険事務所から払い出されており、これより前に、A地で申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、A地に居住していた昭和50年4月から51年3月までが納付済みとなっていることから、A地で納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたC地でこの期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2199

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年6月まで

昭和36年ころ、当時住んでいたアパートの人から国民年金の話聞き、夫がA区役所で加入手続をした。その後の納付は私がA区役所で行った。年金手帳は赤茶色をしており、四角いまずに印紙のようなものが貼ってあった記憶があり、国民年金保険料は確かに納付していたはずだが、申立期間が未納又は申請免除になっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、近隣の人に勧められて昭和36年4月に国民年金に加入し、その夫が厚生年金保険に加入する前の39年6月まで国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立人は、保険料の納付時期、納付金額、納付方法等の記憶が曖昧であり、保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年6月まで

昭和36年ころ、当時住んでいたアパートの人から国民年金の話聞き、A区役所で加入手続をした。その後の納付は妻がA区役所まで行き、職員に言われるままに、お金と手帳を渡し、妻が納付した。年金手帳は赤茶色をしており、四角いすに印紙のようなものが貼ってあった記憶があり、国民年金保険料は確かに納付していたはずである。申立期間が未納又は申請免除になっていることは納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、近隣の人に勧められて昭和36年4月に国民年金に加入し、厚生年金保険に加入する前の39年6月まで国民年金保険料を納付したと申し立てているが、保険料を納付したとした申立人の妻は、保険料の納付時期、納付金額、納付方法等の記憶が曖昧であり、保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

申立期間当時、実家は塗装業を営んでおり、私の国民年金の加入手続は父親が行い、国民年金保険料を納付していた。結婚後も、妻の分と合わせて父親と一緒に納付した。夫婦二人とも同じ期間がそっくり未納となっているのは不自然であるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の父親は既に他界しており、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続、保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年12月13日に払い出されており、払出日からすると、申立期間の一部は時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情はみられない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 47 年 9 月まで

結婚直後の昭和 40 年 12 月ころ、義父が私の国民年金の加入手続をしてくれた。結婚前の未納分については、義父が、制度上さかのぼって納付することが可能な範囲の国民年金保険料を納付したと聞いている。結婚後の期間に係る保険料についても、義父が集金人を通じて同居の家族全員分を一緒に納付していたことを覚えている。申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚直後の昭和 40 年 12 月ころ、その義父が申立人の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その義父は既に他界しており、申立人自身も保険料の納付に関与していないことから、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 47 年 10 月 11 日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 108 か月と長期間であるとともに、申立人の義父が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から58年3月まで
昭和49年4月に結婚した後、49年8月に国民年金に加入し、夫と一緒に国民年金保険料を納付してきたので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月に結婚する前には実家(A町)に居住しており、国民年金手帳記号番号も昭和49年8月にB社会保険事務所から払い出されており、49年8月に被保険者資格を取得している。

申立人は、昭和56年4月から58年3月まで未納とされている期間について申し立てているが、資料として徴取したC市の国民年金被保険者名簿の記事欄に「56.12.13 戸訪 後日納付」と記載されており、C市では、未納であったので職員が訪問し、後日納付の約束を行ったが、納付されなかったのではないかとしている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から 53 年 3 月までの期間、58 年 2 月から同年 3 月までの期間及び平成 2 年 1 月から 7 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 2 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 58 年 2 月から同年 3 月まで
③ 平成 2 年 1 月から 7 年 3 月まで

昭和 47 年 2 月に 20 歳になった時、国民年金に加入し、保険料を納付できる状況にあった時期には的確に納付してきた。納付できない時期には免除の手续をした。

申立期間①、②及び③が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20 歳になった昭和 47 年 2 月に国民年金に加入し、51 年に結婚した後は、その前妻と一緒に国民年金保険料を納付したとしているが、国民年金の加入^{あいまい}手続や保険料の納付時期、納付場所、保険料額等の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 6 月 30 日に払い出されており、払出日からすると、申立期間①のうち、47 年 2 月から 51 年 3 月までは時効で納付できない期間である上、一部は過年度納付が可能であるが、申立人に過年度納付をした記憶は無い。

さらに、申立人が所持している年金手帳は昭和 49 年 10 月以降発行された 3 制度共通の年金手帳であり、申立人はこれとは別の国民年金手帳を所持した記憶は無い。

2 申立期間②について、申立人は、A 社会保険事務所が昭和 57 年 11 月 10 日

に発行した 57 年 4 月から 58 年 3 月までの免除承認通知書を所持しているが、B 市の国民年金被保険者名簿から、申立人は 58 年 2 月 5 日に強制加入から申請免除することができない任意加入に種別変更していることが確認でき、申立期間②が未納とされていることに不自然さはみられない。

- 3 申立期間③について、申立人は、その妻が申立期間③前後の国民年金保険料を一緒に納付したとしているが、申立人の妻は、納付時期、納付場所、保険料額等の具体的な記憶が無い上、社会保険庁の記録では、申立期間③直後の平成 7 年 4 月から 8 年 3 月までの国民年金保険料について、申立人は 8 年 3 月 8 日に 12 か月分を一括で納付しているのに対し、申立人の妻は 7 年 5 月 11 日から同年 12 月 28 日にかけて 8 回に分割して納付しており、申立人の申述と相違する。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から54年9月まで

申立期間の国民年金保険料については、会社退職後の昭和42年12月ころ、同居の母親に国民年金への加入手続を依頼し、その後、その母親が申立期間の国民年金保険料を毎月、A町役場（現在はB市役所）の集金人に納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和42年12月ころ、同居の申立人の母親に国民年金への加入手続を依頼し、その後、その母親が申立期間の国民年金保険料を毎月、A町役場の集金人に納付したとしているが、申立人がA町役場で国民年金への加入手続をしたとする形跡が無く、母親は現在病気療養中のため、国民年金への加入及び保険料納付に関する証言が得られず、申立人の国民年金への加入及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人の顧問先の公認会計士事務所に確認したところ、申立期間のうちの昭和53年の確定申告書控えの国民年金保険料控除欄には保険料額の記載が無いとの証言が得られた。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から45年12月まで

申立期間の国民年金保険料については、当時勤めていた理容店の経営者に勧められ、その経営者と一緒にA市役所へ赴き、国民年金への加入手続きを行い、その後、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった直後の昭和41年2月ころ、当時勤めていた理容店の経営者に勧められ、その経営者と一緒にA市役所へ赴き、国民年金への加入手続きをし、その後、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、その経営者は既に他界しており国民年金への加入に関する証言が得られず、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は45年12月であり、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、申立人にはさかのぼって納付した記憶は無く、別の手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

また、申立人は、申立期間当時勤めていた理容店の同僚と一緒に国民年金保険料を納付したこともあったと申述しているが、その同僚も申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人は、国民年金への加入当初に半年分の保険料1,200円を納付したとしているが、当時の半年分の保険料は600円で相違しており、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から52年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、靴職人の仲間に勧められてA区役所で加入手続をして納付し、結婚後は妻が納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区に居住していたころ靴職人の仲間に勧められてA区役所で国民年金に加入手続をし、保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、B市（現在は、C市）に居住していた昭和52年3月であり、この時点では申立期間の大部分は時効により納付できない上、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、昭和42年5月の結婚後は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したはずであると主張しているが、妻は保険料の納付方法、納付時期、納付金額等についての記憶が明確でなく、申立人が所持する国民年金納入通知書兼領収証書によると、昭和52年度から58年度までの期間84か月のうち、36か月分は夫婦別々に納付していることが確認できることから、申立期間の保険料を夫婦一緒に納付していたと推認することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで
国民年金加入手続は父親が行い、その後の保険料の納付も父親が行っていたはずである。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続及びその後の保険料の納付を行っており、申立期間の保険料を納付したはずであるとしているが、その父親も既に他界しており証言が得られず、申立期間の前後の期間も未納となっていることから、その間にある申立期間の保険料が納付されていたと推認することは困難である。

また、申立人が申立期間当時居住していた A 市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録によれば、申立期間当初の昭和 57 年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失し、申立期間後の 58 年 1 月 13 日に被保険者資格を再取得した記録があることから、申立期間は国民年金の被保険者資格が無く、保険料を納付できない期間となっている。

さらに、申立期間の保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 1 日から 6 年 4 月 26 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、株式会社Aの記録において、平成 4 年 11 月 1 日から、6 年 4 月 26 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。同年 4 月ごろ、厚生年金保険の滞納保険料の件で社会保険事務所に相談した際、滞納保険料を解消するために報酬訂正するよう指導され、それに基づいて届出を行ったものであり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aに係る社会保険庁のオンライン記録により、申立期間について、申立人の標準報酬月額に係る記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 6 年 4 月 26 日の翌日である同月 27 日に、4 年 11 月 1 日から 6 年 4 月 26 日までの標準報酬月額を 34 万円から 9 万 8,000 円に引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

一方、株式会社Aの商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、株式会社Aは厚生年金保険料を滞納しており、申立人が滞納保険料の整理の交渉をするため数回社会保険事務所を訪れた際、申立人の標準報酬月額をさかのぼって引き下げること、滞納保険料を清算する旨の提案を受け、了解したと主張していることから、申立人は自身の標準報酬月額が引き下げ訂正されることについて承知していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることを知りながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで
株式会社Aには、昭和 46 年 10 月 1 日から 50 年 1 月 31 日まで勤務した。しかし、厚生年金保険の被保険者記録は、47 年 4 月 1 日からとなっており、半年間の記録が消えている。この期間の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和 46 年 12 月 1 日から）、同僚の供述等により、入社日の特定はできないものの、申立人は、申立期間当時、株式会社Aにおいて勤務していたことは推認されるが、同僚に照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険料の控除がなされたことをうかがわせる資料の提出や供述は無かった。

そして、株式会社Aの承継企業である有限会社Bの役員及び同僚は、申立期間は厚生年金保険に未加入であったと供述している。

また、株式会社Aが加入したC保険組合の適用事業所名簿には、同社の適用年月日は昭和 47 年 4 月 1 日と記載されている。

さらに、社会保険事務所及びD厚生年金基金の記録によると、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となったのも昭和 47 年 4 月 1 日であり、申立期間は、適用事業所となっていない。

加えて、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはでき

ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 8 月 1 日から 34 年 9 月 1 日まで
② 昭和 34 年 11 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで

申立期間①は、A所に同僚のBさんと一緒に勤務した。事業主のC氏は、5人になったことから厚生年金保険に加入したと言っていた。

申立期間②は、D所に勤務して縫製作業をしており、全部で8人くらい働き同僚にEさん及びFさんがいた。

いずれも厚生年金保険の保険料を給与から控除され、給与明細書をもっていたことを記憶しており、納得できないので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①について、A所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて、同業者は「当該事業所は後継者がいなかったことからすでに廃業し、事業主は他界している。」と回答しており、給与台帳等の資料が無いことから申立期間①について申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除を確認できなかった。

また、「A所」について、登記簿謄本では法人事業所としての記録は確認できない上、社会保険庁の保管する記録では適用事業所であったことが確認できないため、事業所検索により確認された同名又は類似の名称でG地内所在の5事業所の被保険者名簿を調査したが、申立人の氏名は確認されなかったことから、申立期間①について厚生年金保険料の事業主による給与からの控除を確認できなかった。

さらに、A所の事業主であったC氏及び同僚のB氏については、とも

に申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録は確認されず、申立期間①について厚生年金保険料の事業主による給与からの控除を確認することができなかった。

なお、申立人が名前を挙げたB氏は連絡先が不明であるため、照会を行うことができない。

- 2 申立人の申立期間②について、D所の現在の事業主(当時の事業主(故人)の長男)は、「申立人は、申立期間②に勤務していた。」と回答していることから、期間の特定はできないものの、申立人がD所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、D所の現在の事業主は、「父の事業を引き継いだ際の書類の中に厚生年金保険の適用事業所であったことを示す資料は見なかったし、当時は厚生年金保険に未加入だったと思う。」と回答しており、申立期間②について厚生年金保険料の事業主による給与からの控除を確認できなかった。

また、「D所」について、登記簿謄本では法人事業所としての記録は確認できない上、社会保険庁の保管する記録では適用事業所であったことが確認できないため、同名又は類似の名称の事業所検索をしたところ、G地内所在の「D所」は確認されなかったことから、申立期間②について厚生年金保険料の事業主による給与からの控除を確認できなかった。

さらに、D所の現在の事業主は、事業引継後に国民年金に加入(国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和56年5月29日以降)しているとともに、申立人の同僚であったE氏及びF氏については、いずれも申立期間②に厚生年金保険の被保険者記録が確認されず、申立期間②について厚生年金保険料の給与からの控除を確認することができなかった。

なお、申立人が名前を挙げたE氏及びF氏は連絡先が不明であるため、照会を行うことができない。

- 3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から同年 12 月まで
株式会社AのB工場に勤務していた昭和 43 年 1 月から同年 12 月までの期間の被保険者記録が欠落している。給与明細書がある当該申立期間は厚生年金保険料が控除されているので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書から、申立人が昭和 43 年 4 月から同年 12 月まで、厚生年金保険料を控除されていたことがうかがえるものの、事業主は、申立期間当時の従業員に関する資料等が無いため、申立人が所持している給与明細書が自社のものであるか否か判断できないとしている上、申立期間に係る勤務実態についても事業主及び同僚に確認したが、関連資料及び供述を得ることができなかった。

また、申立人は、昭和 43 年のC地方裁判所判決により、申立期間における同社の従業員としての地位を保全されたものの、その後、同年のD高等裁判所判決により 38 年 12 月 4 日にさかのぼって同社の従業員の地位を失っており、これに伴い、厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが社会保険庁の記録により確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 5 月から同年 11 月 22 日まで
昭和 21 年 5 月 2 日に A 部に配属され、同年 11 月 22 日まで勤めていたが、社会保険事務所で確認しところ、この期間が空白となっていた。上記申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和 21 年 5 月に A 部に嘱託（21 年 6 月 15 日から雇員として採用）として採用され、同年 11 月 22 日まで継続して勤務していることは、B 省の事務連絡から確認できる。

しかし、厚生年金保険法の強制適用事業所として、国の事業所で常時 5 人以上の従業員を使用するものを追加されたのが、昭和 23 年 8 月であり、申立人が勤務していた期間は適用前である上、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が任意で適用事業所になった記録も確認できない。

また、申立人は、当時の同僚等の氏名を記憶しておらず、社会保険庁の記録から連絡先が判明した者もないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について、同僚等に確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 5 月 26 日まで
社会保険事務所からの連絡により、A株式会社における被保険者期間のうち、平成 9 年 10 月において、標準報酬月額が 7 年 10 月までさかのぼり 9 万 2,000 円に引き下げられていることがわかった。
申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていたA株式会社は、平成 9 年 5 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、同年 10 月 6 日付けで 7 年 10 月から 9 年 4 月までの申立人に係る標準報酬月額 59 万円（申立期間における厚生年金保険の最高標準報酬月額）が、9 万 2,000 円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A株式会社の社会保険の手続については、申立人が社会保険手続を行っていたという同僚等の供述等もあり、先の地位及び役割上の事情も勘案すると、申立人の標準報酬月額の減額処理について、代表取締役である申立人が関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、標準報酬月額が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

埼玉厚生年金 事例 1414

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 1 日から 5 年 10 月 30 日まで
社会保険事務所からの連絡により、株式会社Aに勤務した期間のうち、平成 3 年 11 月から 5 年 10 月までの標準報酬月額の一部が実際の給与と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が取締役を務めていた株式会社Aは、平成 5 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は同年 12 月 8 日付けで、3 年 11 月から 5 年 9 月までの 23 か月間が 53 万円から 8 万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aの社会保険事務の手続については、申立人が自ら書類の作成、届出を行っており、このことは事業主も認めている上、従業員及び顧問税理士においても、申立人が事務手続を行っていたと供述している。

また、社会保険事務所からの滞納についての呼び出しに、代表取締役印と社判を持参し事業主と同席したことを申立人、及び事業主は供述している。

加えて、申立人の地位及び役割上の事情も勘案すると、取締役の申立人が標準報酬月額の減額訂正処理について、関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の社会保険業務を執行する責任を負っている取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に

職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 3 月 31 日まで
社会保険事務所からの連絡により、株式会社 A に勤務した期間のうち、平成 4 年 10 月から 5 年 2 月までの標準報酬月額が、実際の給料と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、株式会社 A は平成 5 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、適用事業所ではなくなった後の同年 4 月 20 日付けで、4 年 10 月から 5 年 2 月までの 5 か月間が 53 万円から 20 万円に遡^{そきゅう}及して減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、社会保険庁の記録、同僚の供述及び登記簿謄本により、申立人は株式会社 A の事業主であり、かつ代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、事業所において申立人自身が直接、担当職員から遡^{そきゅう}及して保険料を減額訂正処理できるとの説明を受けた後、申立人自身の標準報酬月額の減額訂正処理に係る届出書に捺印をしたと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上

妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 41 年 1 月まで

Aの店で、健康保険証の受理はわからないが、厚生年金保険料が控除された記憶がある。中学を卒業してから正社員として契約をしていて昭和 40 年 4 月から 41 年 1 月まで勤務した記憶がある。調査した上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする株式会社Aは、商業登記簿に登記がなされていないため、当該事業所の役員等の氏名が確認できない上、事業主も既に死亡しているため、申立期間における勤務実態等を確認することができない。

また、申立人は、当該事業所の事業主及び当時の事務担当者の名前も覚えていない。

さらに、社会保険事務所が保管する被保険者名簿において、申立期間に株式会社Aの記録が確認できる複数の同僚に当時の申立人の勤務実態及び当時の事業所では採用後、厚生年金保険の加入は希望者のみの加入であったか、又は、試用期間を設けていたか等を照会したが供述を得ることができなかった。

加えて、申立人は申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 1 日から 14 年 12 月 31 日まで
平成 15 年 1 月 9 日に、さかのぼって、株式会社 A での平成 8 年 5 月 1 日から 10 年 7 月までの期間及び 11 年 9 月 1 日から 12 年 6 月までの期間の標準報酬月額が 53 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられ、10 年 8 月 1 日から 11 年 8 月までの標準報酬月額が 32 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられており、また、12 年 7 月 1 日から 14 年 12 月 31 日までの標準報酬月額が 62 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられているのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていた株式会社 A での申立人の標準報酬月額が、平成 15 年 1 月 9 日に、さかのぼって、i) 8 年 5 月から 10 年 7 月までの期間及び 11 年 9 月から 12 年 6 月までの期間を 53 万円から 9 万 8,000 円に、ii) 10 年 8 月から 11 年 8 月までの期間を 32 万円から 9 万 8,000 円に、iii) 12 年 7 月 1 日から 14 年 12 月 31 日までの期間を 62 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所で保管している株式会社 A に係る滞納処分票によると、同社は平成 13 年 11 月から社会保険料を滞納しており、15 年 1 月までの社会保険事務所との滞納についてのやりとりが確認できる上、15 年 1 月 8 日に代表取締役である申立人が、社会保険事務所職員と面談をした後に、届出書を提出し受理したとする記載がある。

また、同社の取締役からは、通常社会保険事務所に対する手続きや書類の作成等は事業主である申立人が行っていたとする供述があることから、申立人の標準報酬月額の減額訂正処理について、代表取締役である申立人

が関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の特減処理に関与しながら当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 15 年 4 月 30 日まで
社会保険事務所からの連絡により、株式会社Aに勤務した期間のうち、平成 13 年 10 月から 15 年 4 月までの標準報酬月額が、実際の給料と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていた株式会社Aは、平成 15 年 4 月 30 日に全喪しているところ、申立人の標準報酬月額は、15 年 9 月 11 日付けで、13 年 10 月から 15 年 3 月までが 62 万円から 20 万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、平成 15 年 4 月当時、株式会社Aが厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、社会保険事務所から滞納保険料の支払いを年金で支払うことを勧められ、滞納分を納めたと供述している。

また、社会保険庁の記録から、標準報酬月額を 62 万円から 20 万円に減額訂正処理したことにより、平成 13 年 10 月から 15 年 3 月まで支給停止解除となった在職老齢年金を受給していたことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該減額訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 13 日から 48 年 4 月 11 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A株式会社での標準報酬月額が少ないように思う。入社2、3年目にはB支店やC支店において営業の管理職についていた。当時、車を2万円の月賦で購入し毎月支払をしていたので、記録されている月額では生活できるはずがないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に勤務していた当時の標準報酬月額の相違について申し立てているが、具体的な報酬月額の主張が無く、給与の支払額、厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書、源泉徴収票等も無い。

また、当該事業所に照会するも申立期間に係る人事記録、賃金台帳等は保存しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の定時決定、随時改訂の記録に訂正、改ざんされた形跡は無い。

なお、当該事業所における同僚の標準報酬月額の推移との比較を試みたが、申立人と比較可能な同僚がいないことから、検証は不可能であった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 5 日から同年 7 月 25 日まで
A 株式会社に勤務し、4 か月分厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、最初の 3 か月分しか被保険者記録が無い。申立期間を含め 4 か月分の被保険者期間を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によれば、申立人はA株式会社を平成 7 年 6 月 4 日に離職となっており、元事業主提出の労働者名簿においても、申立人は同年 6 月（日付不明）に同社を退職となっている上、同社の当時の関与税理士提出の諸給与支払明細書の出勤日数欄からも、同年 6 月中途で同社を退職していることがうかがえる。

また、A 株式会社の元事業主は、同社は既に解散し、当時の厚生年金保険の関係資料は保存されていないとしている上、当時の同僚からも申立期間に係る申立人の勤務や厚生年金保険料の給与からの控除について供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 8 年 3 月 31 日まで
申立期間はA株式会社（現在は、B株式会社）の代表取締役であった。
給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、「A株式会社」という名称の厚生年金保険の適用事業所を確認することはできない。

また、申立人は、A株式会社では、当時、総務部長が社会保険関係の手続をすべて行っていたとしているが、総務部長は既に亡くなっていることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができず、総務部長についても、同社に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

なお、申立人が保管する平成6年分の給与所得の源泉徴収票は、給与所得控除後の金額等の欄に記載が無い上、記載されている社会保険料等の金額は、厚生年金保険料と健康保険料の合算と仮定した場合、給与支払総額から算出した保険料の合算額としては低額である。

さらに、申立人は、A株式会社の社員について、上記総務部長以外には、正確な氏名を記憶していないことから、社員の調査を行うことができない上、役員についても死亡しているなどで照会できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはで

きない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 12 月 1 日から 22 年 5 月 25 日まで
定年前の昭和 62 年 5 月に社会保険事務所で受領した資格記録照会回答票では、20 年 12 月 1 日から 22 年 5 月 25 日までの 17 か月が加入期間とされていたが、ねんきん特別便では空白期間となっていた。3 回にわたり申告したが、最初の説明では肉体労働者だけが加入していたのであなたは昭和 28 年に加入したと言われ疑問を抱き、平成 20 年 5 月 12 日に再度説明を求めたところ、この期間は清算済みと説明された。昭和 22 年 5 月 25 日に退職したのは、会社が A に移管されたため、一時金は一切もらっていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、B 株式会社の被保険者期間について脱退手当金 334 円を昭和 22 年 6 月 24 日に支給したことが記録されており、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、社会保険事務所に保管している厚生年金保険被保険者名簿にも脱退手当金が支給されたことを示す同様の記述があるとともに、申立人が所持する高齢被保険者資格記録照会回答票（「参考記録 62.5.19」との社会保険事務所の押印有り）には、一時金支給記録が存在することを示す「一〇二給〇〇参〇〇」の表示があるほか、脱退手当金を受給した申立人の同僚は、「昭和 22 年当時は、A への移管に当たり在職期間が短い者は任官や判任官にはなれず、雇員にしかならなかったため、入社後 2、3 年の在職期間

の者は脱退手当金を受け取っていた記憶があり、庶務課が従業員に代わって手続をしていた。」と証言している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 4 月ごろから 19 年 3 月ごろまで
(A 会社)
② 昭和 22 年 10 月 22 日から 24 年 3 月 15 日まで
(B 株式会社)

A 会社（支社名等は不明）については、大学入学前の浪人中、1 年間勤務しており、また、B 株式会社については C 社を昭和 22 年 10 月に退職してすぐの同年 10 月に友達の紹介で入社して申立期間は勤務しており、それぞれの期間在職中は厚生年金保険には加入していたと思われるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人の供述においては A 会社支社名等事業所の特定ができない上、厚生年金保険法施行前の昭和 17 年 1 月 1 日から施行され、19 年 6 月 1 日の厚生年金保険法施行まで続いた労働者年金保険法の期間の申立てであり、申立事業所は当該期間は工場労働者等を対象とする労働者年金保険の加入対象事業所ではなかったことが社会保険庁のオンライン記録から確認できることから、当該期間において申立事業所が申立人の厚生年金保険料を給与から控除したとは考えられない。
- 2 申立期間②については、申立人が提出した B 株式会社からのものとしている昭和 28 年 6 月 27 日付けの申立人の永年（5 年）勤続表彰状から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所は、申立てどおりの厚生年金保険の資格取得、資格喪失の届出、保険料の納付等については不明であると回答しており、申立ての事実を確認することができない。

また、社会保険業務センターが保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び社会保険事務所が保管している昭和 17 年 1 月 1 日適用の申立事業所のものであると認められる健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の資格取得日はいずれも 24 年 3 月 15 日であることが確認できる上、申立期間②において同名簿の健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人と同時期に申立事業所に勤務していたと思われる同僚 9 人に照会したところ 7 人から回答があり、うち 5 人が申立人の申立事業所での在籍を供述しているが、その時期、期間等は不明としており、また、回答書に入社日を記入した回答者のうち、申立期間②に入社したとしている同僚はいないため、申立内容の確認をすることができない。

- 3 このほか、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。